

1 仕様書

この契約において仕様書とは、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」をいう。

2 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図下に変更があったときは、変更が生じた日から20日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、市内及び県内業者（以下「市内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は市内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる市内業者等がない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

3 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 市内産の資材がある場合は、市内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、市内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「市内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。市内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について市内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。

4 工事の安全確保について

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

5 建設機械の使用について

- (1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (3) 排ガス対策型建設機械の使用については、排ガス対策型建設機械の使用基準について（平成17年11月15日付第200500080172号県土整備部長通知）によること。

6 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

7 ダンプトラック等による運搬について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようすること。
- (2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。
- (8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

8 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を使用しないこと。

9 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

10 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または、専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負業者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第40条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

11 労働基準法の遵守

この契約に係る工事の施工に当っては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

12 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者が有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に加入するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

15 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

16 コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比

コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては5.5パーセント以下、無筋コンクリートについては6.0パーセント以下とする。

17 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

18 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (3) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (4) 労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものとしている。
- (5) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(6) ほ装単独工事（アスファルト）においては、表層工、基層工及び上層路盤工を自社施工しなければならない。ただし、表層工、基層工及び上層路盤工であっても特殊工法部分についてはこの限りでない。

(7) 契約書第25条第5項及び第6項の対応については、鳥取県県土整備部「建設工事請負契約書第25条第5項の運用」、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル」に基づき請求を行うこと。

現場説明書

令和3年4月1日改正
特記事項1

仕様書	本工事の施工に当たっては、契約日現在の次に掲げる仕様書等によること。 ・ <u>鳥取県土木工事共通仕様書</u> ・ <u>鳥取県土木工事施工管理基準</u> ・ <u>農林水産省土木工事共通仕様書</u>	
工程	① (他工事等との調整) ② (部分完成、着工保留) ③ (施工時間) ④ (余裕期間設定工事) ⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長) ⑥ (週休2日モデル工事)	_____については、_____と関連するので相互の連絡を密にすること。 _____については、_____まで_____ (すること ・ しないこと)。 本工事の施工時間は、 <u>8:30</u> ~ <u>17:00</u> とする。 本工事は、米子市余裕期間設定工事に係る実施要領（令和3年4月1日施行）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。 この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____か月を見込んでいるが、請負者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 本工事は、米子市「週休2日工事モデル工事」試行実施要領（土木工事）（令和3年4月1日施行）の対象工事である。モデル工事を選択する場合は、工事着手日までに発注者に協議をすること。選択後の取扱いについては、同要領の規定による。
用地関係	① (用地・物件等未処理)	本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合わせのうえ施工を行うこと。 なお、_____頃_____の予定である。
支障物件	① (埋設物等の事前調査) ② (支障物件) ③ (立木の置き場所)	工事にかかる地下埋設物等の事前調査については、[未調査・調査済み]である。 _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込みである。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。
対公害	① (騒音振動対策)	「建設工事にともなう騒音振動対策技術指針」を順守すること。 本工事の施工に当っては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。
安全対策	① (交通安全施設等)	一般交通等に支障を及ぼさないよう十分に注意して施工すること。 なお、交通整理の必要日数_____日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Aを合計_____名（交代要員[有・無]）、交通誘導員Bを合計_____名（交代要員[有・無]）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 警備業法に規定する警備員を配置する場合には、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているとみなす。
排水処理濁水	① (濁水処理)	工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難しい場合は別途協議すること。

現場説明書

特記事項2

<p>【建設発生土（処理）】</p> <p>①（他工事等流用）</p> <p>②（建設技術センター）</p> <p>③（民間残土受入地）</p>	<p>建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____</p> <p>工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。</p> <p>建設発生土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として、1m³当たり円をセンターに支払うこと。</p> <p>建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として、1m³当たり_____円を_____に支払うこと。</p>
<p>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】</p> <p>④（分別解体等）</p> <p>⑤（他工事等流用）</p> <p>⑥（再資源化施設への搬出）</p> <p style="text-align: center;">(施設の名称・受入れ費用)</p> <p style="text-align: center;">(受入れ時間帯)</p> <p style="text-align: center;">(受入れ条件)</p> <p>⑦（木材市場等へ売却）</p> <p>⑧（最終処理等）</p> <p>⑨（産業廃棄物の処理に係る税）</p>	<p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。</p> <p>なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1m³当り_____円</p> <p>アスファルト塊 1m³当り_____円</p> <p>建設発生木材 1m³当り_____円</p> <p>[Co 雑割材・_____]は、_____市・町・村_____地内_____工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。</p> <p>再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。</p> <p>なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p> <p>コンクリート塊 <u>米子</u> 市・町・村 <u>夜見町</u> 地内の <u>(有)大成商事</u> (運搬距離 <u>7.0</u> km)、費用 1t 当り <u>1,000</u> 円</p> <p>アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1t 当り_____円</p> <p>建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1t 当り_____円</p> <p>その他 () _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1t 当り_____円</p> <p>8時～17時（平日）</p> <p>ア 路盤材、土砂、金属片等が、混入していないこと。</p> <p>イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。</p> <p>ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。</p> <p>エ 2次公害発生の恐れがある物質（廃油等）を含まないこと。</p> <p>建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合は理由を付して協議すること。</p> <p>_____については、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、その費用として1t 当たり_____円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。</p> <p>産業廃棄物処理業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。</p> <p>産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を_____円見込んでいる。</p>

現場説明書

特記事項3

建設副産物の使用	<p>① (建設発生土の使用)</p> <p>② (再生資材の使用)</p>	<p>_____ 工事から [当該工事運搬・相手方運搬] の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____ に使用する。</p> <p>1) C o 雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。</p> <p>2) アスファルト・コンクリート切削殻は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。</p> <p>3) ・再生クラッシャーラン [規格：_____] は、使用箇所：_____ に使用する。 ・再生コンクリート砂 [規格：RS-_____] は、使用箇所：_____ に使用する。</p> <p>4) 再生加熱アスファルト混合物 [規格：_____] は、使用箇所：_____ に使用する。</p> <p>5) その他再生資材 [資材名：_____] [規格：_____] は、使用箇所：_____ に使用する。</p>												
工事用														
仮設備														
その他	<p>① (労災補償に必要な保険の付保)</p> <p>② (現場環境改善)</p>	<p>本工事において、請負者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。</p> <p>本工事は、現場環境改善 (率計上分) 実施対象工事と [する・しない]。</p> <p>下表の内容のうち原則として各費目 (仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) ごとに1実施内容ずつ (いずれか1項目のみ2実施内容) の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。</p> <p>実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。</p> <p>地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容 (目的に資するものであること) について監督員の確認を受けること。</p> <p>1内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">計上費目</th> <th style="width: 70%;">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス (交通誘警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報機等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> <tr> <td>防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)</td> <td>1. 防災訓練 (地震・台風等の自然災害に対する訓練)</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施内容	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス (交通誘警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報機等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献	防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練 (地震・台風等の自然災害に対する訓練)
計上費目	実施内容													
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減													
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス (交通誘警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等													
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報機等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策													
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献													
防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練 (地震・台風等の自然災害に対する訓練)													

現場説明書

特記事項4

その他	③嵩上げ土	嵩上げに使用する土砂は、米子市安倍地内より搬入することとする。 また、詳細な位置については、初回協議時に監督員に確認すること。
-----	-------	--

※明示する項目を_____部分に記入又は追記し、不要部分は——で削除して使用すること。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input checked="" type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他(弓浜荒廃農地再生工事)		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 1.0 m その他()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 3.0 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (石礫撤去工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	45トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

事業名	土地改良事業
工事名	弓浜荒廃農地再生工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単 - 1号 ***					
	処分費		ton		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	処分費 Co殻			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:10% 基本給時間:8.0	
	1)地域資材単価コード			超勤時間:0.0	深夜時間:0.0	
	2)資材規格	Co殻		公社割引補正:なし	週休:補正なし	
	3)単価の入力			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	処分費 Co殻	1.000	ton			
	合計					算出数量 1.000 各単位
	単価					
	*** S単 - 2号 ***					
	機械石礫除去工		m3		1.000 時間	歩A 当たり算出
	機械石礫除去工 砂質土 乾燥			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:10% 基本給時間:8.0	
	1)土質区分	砂質土		超勤時間:0.0	深夜時間:0.0	
	2)乾湿区分	乾燥		公社割引補正:なし	週休:補正なし	
				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	除礫用機械[クレー型・油圧回転バケット付] 0.4m3	1.000	時間			
	軽油		L			
	バッド給油	11.000	L			
	運転手(特殊)		人			
		0.150	人			
	合計					算出数量 24.300 m3
	単価		m3			
	*** S単 - 3号 ***					
	SP 掘削		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 掘削 土砂,オープンカット,-,有り,-,普通土30,000m3未満又は湿地軟弱土,-,-,-			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:10% 基本給時間:8.0	
				超勤時間:0.0	深夜時間:0.0	
				公社割引補正:なし	週休:補正なし	
				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	1)土質	土砂				
	2)施工方法	オープンカット				
	3)岩質	-				
	4)押土の有無	有り				
	5)障害の有無	-				
	6)施工数量	普通土30,000m3未満又は湿地軟弱土				
	7)火薬使用	-				
	8)破砕片除去の有無	-				
	9)集積押土の有無	-				
	単価		m3			
	*** S単 - 4号 ***					
	SP 積込(ルーズ)		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 積込(ルーズ) 土砂,小規模(標準)			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:10% 基本給時間:8.0	
				超勤時間:0.0	深夜時間:0.0	
				公社割引補正:なし	週休:補正なし	
				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	1)土質	土砂				
	2)作業内容	小規模(標準)				
	単価		m3			
	*** S単 - 5号 ***					
	SP 押土(ルーズ)		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 押土(ルーズ) 土砂			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし	豪雪補正:10% 基本給時間:8.0	

事業名	土地改良事業
工事名	弓浜荒廃農地再生工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
				超勤時間:0.0 公社割引補正:なし 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	深夜時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)土質	土砂				
	単 価		m3			
	*** S単 - 6号 ***					
	SP 土砂等運搬		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 土砂等運搬 標準,ハッパ山積0.45m3(平積0.35m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む), 無し,4.5km以下			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 公社割引補正:なし 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	豪雪補正:10% 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)土砂等発生現場 2)積込機種・規格	標準 ハッパ山積0.45m3(平積0.35m3)				
	3)土質	土砂(岩塊・玉石混り土含む)				
	4)DID区間の有無	無し				
	5)運搬距離	4.5km以下				
	単 価		m3			
	*** S単 - 7号 ***					
	SP 土砂等運搬		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 土砂等運搬 小規模,ハッパ山積0.28m3(平積0.2m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む), 無し,7.5km以下			冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 公社割引補正:なし 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	豪雪補正:10% 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)土砂等発生現場 2)積込機種・規格	小規模 ハッパ山積0.28m3(平積0.2m3)				
	3)土質	土砂(岩塊・玉石混り土含む)				
	4)DID区間の有無	無し				
	5)運搬距離	7.5km以下				
	単 価		m3			

設計数量集計表

弓浜荒廃農地再生工事

工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要
耕作土剥ぎ取り				式	1	
	耕作土剥ぎ取り			式	1	
		掘削	土砂	m3	1200	3000×0.4
嵩上げ土搬入・整正				式	1	
	嵩上げ土搬入・整正			式	1	
		掘削	土砂	m3	1200	3000×0.4
		機械石礫撤去工	砂質土	m3	600	3000×0.2
		押土	土砂	m3	1200	3000×0.4
		土砂運搬		m3	1200	3000×0.4
	殻処分			式	1	
		殻運搬		m3	19	
		投棄料		ton	45	
耕作土埋戻し・整正				式	1	
	耕作土埋戻し・整正			式	1	
		押土	土砂	m3	1200	3000×0.4